

船舶事故等調査報告書

平成27年4月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014広第131号
事故等種類	衝突（定置網）
発生日時	平成26年7月13日 15時30分ごろ
発生場所	島根県大田市温泉津港南西方沖 温泉津港灯台から真方位229° 1.8海里付近 （概位 北緯35°04.72′ 東経132°18.62′）
事故等調査の経過	平成26年7月30日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート 広真、9.7トン 273-12212香川、中銀リース株式会社、株式会社世真（船舶借入人）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	本船 両舷プロペラに曲損 定置網 垣網及び垣網を固定するロープに切損
事故等の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、知人（以下「同乗者」という。）3人を乗せ、同乗者の1人を手動操舵に当たらせて操船し、温泉津港南西方沖を北東進中、平成26年7月13日15時30分ごろ、温泉津港南西方沖に設置された定置網（以下「本件定置網」という。）に衝突した。 船長は、海上保安庁に連絡し、本船は、来援した定置網所有者の船に引き出され、自力で温泉津港に入港した。
気象・海象	気象：天気 雨、風向 西、風力 4、視程 約2～4km 海象：潮汐 下げ潮の中央期
その他の事項	本船は、GPSプロッターを使用していた。 船長は、本件定置網が設置されていることを知らなかった。 本件定置網には、ブイ及び黄色の標識灯が設置されていた。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、温泉津港南西方沖を北東進中、船長が、本件定置網が設置されていることを知らなかったことから、本件定置網のブイなどに気付かずに航行し、本件定置網に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、温泉津港南西方沖を北東進中、船長が、本件定

	<p>置網が設置されていることを知らなかったため、本件定置網のブイなどに気付かずに航行し、本件定置網に衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 定置網の設置状況について、事前に海上保安庁の「沿岸海域環境保全情報（CeisNet：シーズネット）」又は「漁具定置箇所一覧図」等で確認するか、地元の漁業協同組合から情報収集を行うこと。